

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 安全就業基準不履行等会員に対する措置に関する指針

この指針は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター会員の安全意識の高揚を図るとともに、安全就業基準不履行会員や事故発生会員に対し、反省を促すことにより、事故の未然防止に資することを目的として、ペナルティーに関し指針を定める。

第1 安全就業基準不履行等会員に対する減点措置

就業に際し、又は就業中において安全・適正就業委員、安全・適正就業推進員又は事務局職員から安全基準の不履行について指導を受けた場合、又は事故を発生させたときは、別紙「安全就業不履行等減点基準」に基づき当該会員に減点を科す。

第2 就業中止の措置

就業現場において、指導を受けた行為や対策が即改善できない場合、又は事故要因が解消されない場合は、安全・適正就業委員、安全・適正就業推進員又は事務局職員は、当該会員のその日の就業を中止させるものとする。

第3 安全就業基準不履行等会員に対する指導面談

安全・適正就業委員、安全・適正就業推進員又は事務局職員からの指導又は事故発生による減点累積が3点以上となった場合は、当該会員をセンターへ呼び出し、安全・適正就業委員会の指導面談を義務付ける。
なお、指導面談の呼び出しに応じない場合は、1ヵ月以内の就業停止とする。

第4 安全就業基準不履行を繰り返す会員等に対する就業制限及び就業停止

指導面談後、さらに安全就業基準不履行による指導又は事故発生による減点累積が5点以上となった場合は、当該会員の就業内容を一定期間制限し、又は1ヵ月以内の就業停止とする。

第5 事故を発生させた会員に対する就業の制限や就業停止

就業中、事故を発生させ、減点累積が7点以上となった場合は、3ヵ月以内就業停止とし、減点累積が10点以上となった場合は、6ヵ月以内の就業停止とする。

第6 就業の制限及び就業停止の決定

会員に対する就業内容の制限、又は就業停止の期間は、安全・適正就業委員長と事務局長の協議を経て、理事長が決定し、当該会員へ文書で通告するとともに、理事会へ報告する。

第7 累積減点のリセット

会員が減点后6ヵ月以上良好に就業した場合、又は就業停止期間を満了した場合は付与した累積減点をリセットする。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

安全就業不履行等減点基準

安全・適正就業委員、安全・適正就業推進員又は事務局職員から安全基準の不履行について指導を受けた会員、又は事故を発生させた会員に科す減点の基準は、次のいずれかに該当するものとする。

基準 1 軽微な安全就業基準不履行（減点 1）

安全帽（野外作業）及び保護メガネの不着用（刈払機使用時）

不適切な服装・履物の着用

脚立及び踏み台の不安全使用

（開き止め未使用、ぐらつき、天板使用、無理な姿勢での作業等）

梯子の不安全使用（立角度 75 度以上、梯子上での無理な姿勢での作業等）

その他の安全就業基準の不履行等

基準 2 やや重大な安全就業基準不履行等（減点 2）

足場の不安定な高所（1.5m以上）での安全帯未使用

足場の不安定な場合の高さ制限（2m以上）を超える作業の実施

機械器具の不安全使用（刈払機の安全ガード取外し、機械器具の用途外使用等）

基準 3 重大な安全就業基準不履行等（減点 3）

周囲の安全性未確認による車両及び機械等の運転及び操作

基準 4 軽微な事故発生会員（減点 3）

加療を要しない、又は通院加療 3 日以内の傷害事故を発生

賠償額が 3 万円未満の損害事故を発生

基準 5 中度な事故発生会員（減点 5）

4 日以上通院加療又は 1 ヶ月未満の入院加療を必要とする傷害事故を発生

賠償額が 3 万円以上、10 万円未満の損害事故を発生

基準 6 重大な事故発生会員（減点 10）

1 ヶ月以上の入院加療を必要とする傷害事故を発生

賠償額が 10 万円以上の損害事故を発生